

## 「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」の適用除外の 申出について

市民環境部

千葉県は、再生土の埋立て等による災害や環境への影響を未然に防止し、県民の生活環境の保全を図るため、千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例（以下「県再生土条例」という。）を平成30年10月19日に制定した。

本市における再生土の埋立て等については、君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（以下「市残土条例」という。）により、残土と同様に取り扱っているが、県再生土条例が施行される平成31年4月1日以降は、当該条例が優先される。

については、県再生土条例第15条第1項に規定される適用除外の申出を行い、再生土の埋立て等については、現行どおり市残土条例で規制することとしたい。

### 1 県再生土条例と市残土条例の比較

	県再生土条例	市残土条例
手続き	届出制(500㎡以上)	許可制(500㎡以上)
事前協議の有無	無し	有り
土砂等の発生状況調査	規定なし	規定あり
発生元証明書の提出	規定なし	規定あり
定期検査	・表流水の水質検査 (3か月毎)	・土砂等の地質検査(3か月毎) ・表流水の水質検査(3か月毎)
検査項目	・水素イオン濃度 ・塩化物イオン濃度	・土壌汚染に係る環境基準(29項目) ・水質汚濁に係る環境基準(27項目) ・水素イオン濃度
埋立て土量の報告	3か月毎	1か月毎
土砂等の発生場所	規定なし	県内限定
暴力団等の排除規定	規定なし	規定あり
周辺住民の承諾等	規定なし	3,000㎡以上の埋立てについては、 事業区域から300m以内の世帯
住民説明会	規定なし	規定あり

## 2 スケジュールについて

県再生土条例の公布・・・・・・・・・・平成 30 年 10 月 19 日

施行規則のパブリックコメント・・・・平成 30 年 11 月 21 日～12 月 21 日

施行規則の公布・・・・・・・・・・平成 31 年 2 月 15 日

適用除外申請・・・・・・・・・・平成 31 年 2 月 21 日

適用除外市町村を県報で告示・・・・平成 31 年 3 月下旬

県再生土条例の施行・・・・・・・・・・平成 31 年 4 月 1 日

### 【参考】

再生土：燃え殻、汚泥などの産業廃棄物を中間処理して資材として再生し、かつ販売されているもの。

残 土：建築工事や土木工事などで副産物として発生する建設発生土。